

令和6年 12月6日

業務説明資料(仕様書)

公益財団法人横浜市観光協会

1. 件名

海外における横浜の類似観光地リサーチおよび横浜へのインバウンド旅行者のソーシャルリスニング委託業務

2. 業務目的

これから横浜のインバウンド誘客に関する方向性の検討および誘客事業の立案に役立てるため、横浜に類似する観光地の現状や事例などの調査。また、横浜へのインバウンド旅行者の周遊動向を把握するためソーシャルリスニングを活用した調査を実施し、前述の類似観光地リサーチを踏まえ、具体的なアクションプランやターゲティングなどの参考にするために委託業務を依頼します。

3. 契約期間

契約締結後から令和7年3月31日まで

4. 委託内容

(1) 海外における横浜の類似観光地リサーチ

ア 調査名：横浜に類似する都市型港町の観光地の取り組みのヒアリングとリサーチ（仮）

イ 調査時期：令和7年1月-令和7年2月

（ア） 調査対象地の選定（1月中旬）

（イ） 調査開始（1月下旬）

（ウ） 調査結果集計およびレポート作成（2月中旬）

（エ） 調査報告およびレポート提出（2月下旬）

ウ 調査サンプル数：3か所 ※詳細な地域は協議の上決定する

北米、中東、オセアニア、アジア、欧州の5つにおける代表的な都市型港町を対象とする

エ 調査手法：Webサイトや文献調査、オンラインヒアリング

オ 調査内容：観光戦略、ターゲット設定、主な観光資源、PR手法、観光集客実績など

カ 報告形式：リサーチ結果のレポート（グラフ等使用し可視化したもの）を作成する

(2) 横浜へのインバウンド旅行者のソーシャルリスニング

ア 調査名：横浜に来訪したインバウンド旅行者のSNS投稿内容の調査（仮）

イ 調査時期：令和7年1月-令和7年2月

（ア） 調査サンプルの選定・提出（1月中旬）

（イ） 調査開始（1月下旬）

（ウ） 調査結果集計およびレポート作成（2月上旬）

（エ） 最終報告およびレポート提出（3月中旬）

ウ 調査サンプル数：15件（2024年4月以降に横浜に来訪した旅行者）

エ サンプル属性：北米、東アジア、東南アジア、オセアニア、欧州の5つのエリアから各3人

- オ 調査内容：SNSによる投稿内容の記事、画像、動画などからみる横浜の体験価値
カ 報告形式：リサーチ結果のレポート（グラフ等使用し可視化したもの）を作成する

（3）調査の報告と横浜市観光協会主催セミナーでの登壇

- ア 調査の報告：横浜市観光協会の担当職員に向けて上記（1）と（2）の調査結果に関する報告を行う
イ セミナー登壇：横浜市観光協会主催セミナーに登壇し、セミナー参加者に向けて調査結果に関する考察を共有する。なお、セミナーは横浜市内で開催し、観光関連事業者100名程度の参加を予定している
※協議の上、セミナーの代替としてワークショップに登壇することも有りうる
ウ 調査の報告とセミナー開催時期：令和7年2月～3月 ※詳細なスケジュールは協議の上決定する
(ア) 各種調査レポート受領（2月迄）
(イ) 報告の実施（2月中旬まで）
(ウ) セミナーの登壇（3月）

5. 納品について

（1）納品物

調査結果レポート（PPT形式） ※その他事業に際して発生したデータやグラフなどは形式を問わない

（2）納品先

神奈川県横浜市中区山下町2 産業貿易センター1階
公益財団法人 横浜市観光協会

6. 留意事項

- （1）この業務に係る全ての成果品の著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む）は、は公益財団法人横浜市観光協会（以下、当財団）に帰属する。また、成果品は、当財団が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとする。
- （2）受託者は業務に係るすべての書類、またその内容について、当財団の許可なく譲渡、公開してはならない。
- （3）受託者は、この契約に基づいて創出される成果品に関し、当財団および当財団が指定するものに対し、著作者人格権は行使しないこととする。
- （4）契約当事者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号第2条第2号に規定する暴力団、同条例第4号に規定する暴力団員等、同条例第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。）
イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
(5) 前項の規定により、この契約が解除された場合には、解除された者は、解除されたことに

より生じた損害について、その相手方に対していっさい請求できない。

7. 個人情報に対する取り扱い

「公益財団法人横浜市観光協会の保有する個人情報の保護に関する規程」第 10 条、第 11 条及び第 13 条により、当該業務委託履行にあたり、受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等については、その重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとし厳守すること。

8. 特記事項

- (1) 各種データの情報管理に基づき使用するパスワードの管理等、セキュリティについては厳重に行い、データ漏洩等、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。
- (2) 本仕様書に定めがない事項について疑義が生じた場合には、双方誠意を持って速やかに協議し決定する

9. スケジュール

令和 6 年 12 月 6 日(金)	公示
12 月 13 日(金)	質問提出〆切 (12:00 締め切り)
12 月 17 日(火)	質問回答
12 月 23 日(月)	参加意向申出書 (12:00 締め切り)
12 月 25 日(水)	入札実施、事業者決定
1 月上旬	契約締結

問合せ :

公益財団法人横浜市観光協会

YOKOHAMA Discovery Group

Tel : 045-221-2111

Email : dmo@ycvb.or.jp